

令和7年8月1日

各 位

焼津沿岸漁業者協会
(シロアマダイ操業者)
代表 秀 丸 多良間秀文
洋朋丸 高橋 洋

【申し合わせ】シロアマダイの操業期間について

シロアマダイの操業について、焼津沿岸漁業者協会(シロアマダイ操業者間)では、持続可能な魚価、漁獲安定及び資源保護を目的とし、下記申し合わせ事項について協議をした結果、操業者間で遵守することといたしました。

つきましては、当該主旨をご理解のうえ、シロアマダイの操業(遊漁を含む)を行う際にはご協力をお願いいたします。

なお、操業期間の終了時期については、3月末の漁模様をもって判断し、4月まで延長する可能性があります。

1. シロアマダイの操業期間 10月1日～3月31日

(理由)

現在、シロアマダイは多く漁獲されている傾向ではあるものの、これからの持続可能な漁業を営むうえで、現段階から資源保護をする必要があると考えております。また、仲買人との協議のなかで、早い時期からの操業(6月～9月頃)で漁獲されたものは比較的サイズが小さく安価なため、高値が付く10月以降まで待つて漁獲することが浜のブランド価値の向上につながり、同時に資源保護にもなると考えております。